

育児休業等制度及び制度活用状況書

新規

更新（登録番号 _____）

企業・事業所等名称 _____

◆『制度の状況』について、取得者の有無にかかわらず、現在の貴社の制度について該当する項目にチェックし、法定を超える制度がある場合は（ ）に記入してください。（就業規則等がない場合も、法定内容を遵守しなければなりません。規則等がない場合は上段の「法定どおり」にチェックしてください。）

◆『活用の状況』について、届出の前年度の状況を記入してください。（取得者がいなければ未記入で可）

育児・介護休業法の概要（育児関係）	制度の状況	活用の状況
<p>育児休業制度</p> <p>子が1歳に達するまで(保育所に入所できない等一定の場合は最長2歳まで)育児休業をすることができる</p> <p>※パパ・ママ育休プラスは子が1歳2か月まで</p> <p>※次のいずれにも該当する有期契約労働者も対象</p> <p>①同一事業主で雇用期間1年以上</p> <p>②子が1歳6か月に達する日までに、労働契約が満了することが明らかでないこと</p>	<p>実施期間</p> <p><input type="checkbox"/>1歳まで（法定どおり）</p> <p>※1歳2ヶ月(パパ・ママ育休プラス)</p> <p>※最長2歳まで延長可（保育所入所困難等）</p> <p style="text-align: right;">を含む</p> <p><input type="checkbox"/>1歳以上も可</p> <p>（ _____ まで）</p>	<p>出産した従業員数 (男性従業員の場合は配偶者)</p> <p>男性 _____ 名</p> <p>女性 _____ 名</p> <p>うち</p> <p>育児休業者数 (休業予定含む)</p> <p>男性 _____ 名</p> <p>女性 _____ 名</p>
<p>育児のための所定労働時間の短縮措置</p> <p>3歳に満たない子を養育する者で育児休業をしていない者について、短時間勤務制度(1日の所定労働時間を原則6時間とする)を設けなければならない</p>	<p>実施期間</p> <p><input type="checkbox"/>3歳まで（法定どおり）</p> <p><input type="checkbox"/>3歳以上も可</p> <p>（ _____ まで）</p>	<p>短時間勤務利用者数</p> <p>男性 _____ 名</p> <p>女性 _____ 名</p>
<p>子の看護休暇</p> <p>小学校就学前の子が1人であれば年に5日まで、2人以上であれば年に10日まで、病気やけがをした子の看護のために休暇を取得できる</p> <p>※時間単位での取得も可能</p> <p>※予防接種や健康診断でも取得できる</p>	<p>実施期間</p> <p><input type="checkbox"/>小学校就学前まで（法定どおり）</p> <p><input type="checkbox"/>小学校就学後も可</p> <p>（ _____ まで）</p> <p>実施内容</p> <p><input type="checkbox"/>1人であれば5日、2人以上であれば10日（法定どおり）</p> <p><input type="checkbox"/>上記以上も可</p> <p>（ _____ まで）</p>	<p>看護休暇取得者数</p> <p>男性 _____ 名</p> <p>女性 _____ 名</p>
<p>所定外労働の免除</p> <p>3歳に満たない子の養育のため請求があったときは、所定労働時間を超えて労働させてはならない</p>		
<p>法定時間外労働の制限</p> <p>小学校就学前の子の養育のため請求があったときは、1か月24時間、1年150時間を超えて時間外労働をさせてはならない</p>		
<p>深夜業の免除</p> <p>小学校就学前の子の養育のため請求があったときは、深夜に労働させてはならない</p>		